

【請願の訂正】

請願第10号について、請願者より請願書訂正願が提出され、12月9日に本会議において承認されました。

請願番号	第10号
件名	消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求めることに関する請願
訂正内容	第3 請願の理由のうち、 「2006年（平成18年）度には3987件に達し、1995年に比べ約2.4倍に増えている。」を、 「2006年（平成18年）度には3688件に達し、1995年に比べ約2.2倍に増えている。」に訂正。

2008.12.9

第1 件名

消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を求めることに関する請願

第2 請願要旨

町田市議会が、町田市長に対し、町田市の消費者行政を向上させるため、消費者行政の体制・人員・予算を以下のとおり抜本的に拡充することを求めることを採択していただくよう請願致します。

記

- 1 消費者による苦情相談を速やかかつ確実に受け付け、これに迅速・適切に対処できるよう、町田市の消費者センターの人員を拡充し、十分な予算措置を講じること。
- 2 町田市の消費者行政充実のため、都と都下の有識者・消費者団体等から構成される東京都地方消費者行政充実会議（仮称）への参加や、都並びに他の市町村とからなる市町村協議会の開催等により、都や他の市町村との連携を強めること

第3 請願の理由

近年、食品安全事故、製品事故、偽装表示、悪質商法等さまざまな消費者被害が後を絶たない。

消費者被害の相談の多くは全国の消費生活センターに寄せられているが、その件数は、1995年（平成7年）度が約27万件であったものが、2006年（平成18年）度には約110万件に達し、1995年（平成7年）に比べ約4倍に増大している。

当市においても、1995年（平成7年）度が1650件であったものが、2006年（平成18年）度には3987件に達し、1995年に比べ約2.4倍に増えている。

こうしたなかで真に市民の消費生活の安全・安心を守るためには、目下政府が設置を検討している「消費者庁」の実現をまつだけでなく、自治事務として自ら消費者行政を担っている当市自体の消費者行政の充実強化が不可欠である。

これに対応するためには、消費者行政の中心となる相談体制の充実や、都、他の道府県下市町村との連携を行うなど、消費者行政の体制・人員・予算の抜本的拡充を図る必要がある。

よって当議会は、町田市長に対し、請願の趣旨に記載の措置を速やかに講じるよう強く要請するものである。